

## 臨時休業について

### 警報発令＜気象異常＞による臨時休業

午前7時現在、学校所在地の「熊取町」を含む地域に、「暴風警報」あるいは、「特別警報」が発令されている場合は臨時休業とする。

ただし、次のような場合は自宅待機してください。

- ・居住地に「暴風警報」あるいは「特別警報」が発令されている場合。
- ・利用交通機関が運行されていないとき。
- ・居住地に他の警報が発令され、保護者が生徒の登校は危険と判断された場合

### 交通機関の運休への対応

JR阪和線が通学時間帯より次の時間まで運休の場合、臨時休業とする。  
＜平日＞ 午前11時      ＜土曜＞ 午前8時